

江戸川区客引き行為等の防止に関する条例

令和七年十二月十五日条例第七十八号

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区内（以下「区内」という。）における客引き行為等を防止することにより、区民等の平穏な生活を確保し、体感治安の向上を図ることで安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。
- 二 客待ち行為 前号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。
- 三 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して次に掲げる役務等に従事するように誘引する行為をいう。
 - ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
 - イ 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
 - ウ わいせつな映像の被写体となること。
- 四 勧誘待ち行為 前号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。
- 五 客引き行為等 客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。
- 六 公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供するものをいう。
- 七 区民等 区内に在住し、滞在し、又は区内を通過する個人をいう。
- 八 事業者 区内において事業（その準備行為を含む。）を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- 九 飲食店等 事業者が行う次に掲げる営業をいう。

ア 客に酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業

エ 店舗を設けて当該店舗において専ら異性の客に接触する役務を提供する営業（ウに該当する営業を除く。）

（区の責務）

第三条 江戸川区（以下「区」という。）は、この条例の目的を達成するため、警察その他の関係機関と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に係る必要な施策を実施するものとする。

（区民等及び事業者の責務）

第四条 区民等及び事業者は、客引き行為等を防止するため、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（客引き行為等の禁止）

第五条 何人も、公共の場所において客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、他人に公共の場所において客引き行為等をさせてはならない。

（重点地区の指定等）

第六条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区の区域その他必要と認める事項を告示するものとする。

3 区長は、必要と認めるときは、その指定した重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

（客引き行為等を用いた営業活動の禁止等）

第七条 飲食店等を営む者は、第五条の規定に違反する行為をした者その他の者から紹介を受けて、当該行為を受けた者を当該店舗又は施設内に立ち入らせてはならない。

- 2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導）

第八条 区長は、公共の場所において第五条及び前条第一項の規定に違反する行為（以下第十七条を除き「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

- 2 区長は、あらかじめ指定する者に前項の規定による指導を行わせることができる。

（警告）

第九条 区長は、重点地区において違反行為をしていると認められる者に対し、前条の規定による指導をした場合において、当該指導を受けた者が、当該指導に従わなかったときは、その者に対し、当該指導に係る違反行為を中止するよう警告することができる。

- 2 前項の規定による警告は、書面により行うものとする。

（公表）

第十条 区長は、前条の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について江戸川区役所の門前掲示場への掲示及び区のホームページへの掲載により行うものとする。

一 公表の期間

二 警告に従わなかった者の氏名及び勤務先（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

三 警告に従わなかった者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

四 警告に係る違反行為の内容

五 警告の内容及び正当な理由がなく当該警告に従わなかった旨

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前項第一号の公表の期間は、江戸川区役所の門前掲示場にあつては公表の日から起算して十五日間、区のホームページにあつては公表の日から起算して九十日間とする。

4 区長は、第一項の規定による公表を行おうとするときは、当該警告を受けた者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（店舗等場所提供者への通知）

第十一条 区長は、前条第一項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

（立入調査等）

第十二条 区長は、第八条から前条までの規定及び第十六条の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、違反行為をしていると認められる者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な事項を調査し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問し、若しくは文書の提示その他の協力を求めること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 区長は、あらかじめ指定した職員に立入調査等を行わせることができる。

3 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（撮影）

第十三条 第八条第二項の規定により指定された者及び職員は、指導若しくは警告を行おうとするとき、又は違反行為があつたと認めるときは、ビデオカメラその他の機器で撮影し、記録し、及び保存することができる。

2 前項の規定により撮影された客引き行為等の記録は、第八条第一項の規定による指導又は第九条第一項の規定による警告をするときその他必要と認められるときに使用することができる。

（店舗等場所提供者の措置）

第十四条 区内に所在する建物を他人に提供する者（転貸する者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 当該提供に係る契約（その更新の契約を含む。以下同じ。）の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を定めること。

二 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が飲食店等の用に供され、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

（契約の解除等）

第十五条 重点地区に所在する建物を他人に提供する者は、前条第二号に掲げる措置を講じている場合において、第十一条の規定による通知を受けたときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。

（過料）

第十六条 区長は、第九条第一項の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由なく当該警告に従わなかったときは、五万円以下の過料を科することができる。

2 区長は、前項の規定による過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

（両罰規定）

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科することができる。

（警察署の長等への協力要請）

第十八条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長その他関係機関の長に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができる。

（警察その他関係機関への情報提供）

第十九条 区長は、区民等から提供された情報その他区が保有する情報のうち、この条例の目的を達成するために必要があると認めるものを、警察その他関係機関に提供することができる。

（適用上の注意）

第二十条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

（委任）

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 第六条の規定による重点地区の指定に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。